

飯塚市事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年1月14日

飯塚市長 武井政一

飯塚市規則第2号

飯塚市事務分掌規則の一部を改正する規則

飯塚市事務分掌規則(平成18年飯塚市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部の組織)	(部の組織)
第2条 飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)第1条に規定する部の組織は、次のとおりとする。	第2条 飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)第1条に規定する部の組織は、次のとおりとする。
(1) 総務部～(2) 行政経営部 (略)	(1) 総務部～(2) 行政経営部 (略)
(3) 経済部	(3) 経済部
公営競技事業所～農林振興課 (略)	公営競技事業所～農林振興課 (略)
<u>物価高騰臨時対策室</u>	
<u>物価高騰臨時対策担当</u>	
(4) 市民協働部～(8) 都市建設部 (略)	(4) 市民協働部～(8) 都市建設部 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(部の事務分掌)	(部の事務分掌)
第4条 第2条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。	第4条 第2条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。
総務部～行政経営部 (略)	総務部～行政経営部 (略)
経済部	経済部
公営競技事業所～農林振興課 (略)	公営競技事業所～農林振興課 (略)
<u>物価高騰臨時対策室</u>	

物価高騰臨時対策担当

- (1) 物価高騰による負担増に係る生活者の支援に関すること。
- (2) 室の庶務に関すること。

市民協働部～都市建設部 (略)

2・3 (略)

市民協働部～都市建設部 (略)

2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。